

広報

たかはた

2021
令和3年

4

NO.1038



また集まるうね！

高島高校卒業式

Topic

- 02 令和3年度施政方針
- 08 高島町防災マップを更新しました！
- 17 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ
- 24 高島町公式 LINE アカウントについてのお知らせ

人口と世帯数

3月1日現在

人口	22,771人
男	11,126人
女	11,645人
世帯数	7,738世帯

【高島町ホームページ】<https://www.town.takahata.yamagata.jp>

【高島町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>

町民一人ひとりが「しあわせ」を 実感できるまちづくり

今年度の施政方針について紹介します。紙面の都合上、抜粋した内容となっておりますので、施政方針全文・予算案の概要・重要事業等の詳細は町ホームページをご覧ください。



▶問合せ先/町企画財政課企画調整係 ☎(52) 1 1 1 2

令和2年は、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な混乱、東京オリンピックの開催延期など、世界的にも歴史に残る大きな出来事や変化を伴う年でありました。

社会が混乱する中ではありましたが、第6次総合計画は2年目を迎え、各課において計画に基づいた取組みを進め、ブランド戦略・新庁舎建設庁内検討・町有地活用検討の3つのプロジェクトチームを若手職員を中心に立ち上げ、検討を進めました。

毎年のように大きな災害が発生している中であって、自助・公助・共助の重要性を改めて認識いたしました。迅速な情報の発信、避難誘導に加え、避難所における新型コロナウイルス感染症対策など、危機管理体制を強化し、そして、取組みを進めていかなければなりません。

新型コロナウイルスが人類共通の克服課題となったのは、ほんの1、2年の出来事であり、社会は近年にないスピードで変化を遂げています。変化が速い社会の中で、私たちは人口減少や少子高齢化ほか様々な課題に怯むことなく、先見の明とスピード感を持ち未来へ向かって歩みを進めなければなりません。

令和3年度は、多くの可能性を有する当町の未来に向けて、町民の皆さまと共に、「一人ひとりが幸せになるまちづくり」を力強く推進してまいります。

町政の運営方針

令和3年度は、「第6次高島町総合計画」の3年目、「第2期たかはた未来創生総合戦略」の2年目となり、取組みを更に発展させる段階に入ります。第6次総合計画が示すあらゆる世代が幸せになるまちづくりを進めていくとともに、特に若い世代へ向けての施策を積極的に展開します。また、新型コロナウイルス感染症拡大により急速に進展したデジタル化への取組みも推進していきます。

役場庁舎や高速道路スマートインターチェンジ設置、既存公共施設改修等、大型の財政出動を伴う事業を予定しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、事業の精査・見直しを徹底し、無駄のない行政運営を行い、町民目線に立った施策の展開を図っていきます。人口減少や少子高齢化、変化の激しい社会情勢、行政需要の多様化、温暖化の対策など様々な課題を克服し、町民一人ひとりが「しあわせ」を実感できるまちづくりを戦略的に進めていくものとします。

施策を推進するための重要な視点

- 視点① 町の未来を担う子どもや若い世代への応援
- 視点② 産業経済・農業の振興と活性化
- 視点③ 持続的な発展、安全・安心な環境づくり
- 視点④ デジタル化の推進
- 視点⑤ ムダのない効果的で効率的な行財政運営

令和3年度 主な事業

未来を担う子どもや若い世代への応援

結婚推進支援事業

結婚を希望する人への結婚相談所の登録料などの助成や結婚推進団体への支援、やまがた出会いサポートセンターへの協力をを行います。



子育てアプリ導入事業

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、一元的な情報発信が可能なスマホ向けアプリを導入します。



若者定住促進事業

人口減少対策、住宅需要喚起対策として、町内定住につながる若者世帯に集中的に支援を行います。



放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブの運営を強化するため、運営側と利用者側の相互に対して支援を行います。

子ども・若者サポート事業

ひきこもりの子どもや若者の相談事業、地域との交流事業等について支援を行います。

産業経済・農業の振興と活性化

有害鳥獣対策関連事業

クマ、イノシシなどの増加による農作物への被害軽減のための各種事業を行います。



ブランド戦略事業

高島ファンの拡大と地域ブランド力の向上を図るため、各種プロモーション活動を展開します。



中小企業設備投資等補助事業

中小企業者が経営革新を図るために行う設備投資などに対して支援を行います。



げんきな高島イベント

地域の資源と伝統を活かして、アフターコロナに対応した各種イベントを開催します。

ふるさと納税事業

各種プロモーション活動による町ブランド化の推進と町内事業者の地域産品の返礼による産業の振興と活性化を図ります。

令和3年度 主な事業

持続的な発展、安全・安心な環境づくり

新型コロナウイルス ワクチン接種事業

円滑なワクチン接種のため、接種者の送迎バス運行や業務等の委託を行います。
(17ページに関連情報)



温もりの湯解体改修 太陽館改修

温もりの湯の源泉から太陽館に湯を送るための改修工事や、太陽館の改修工事を進めます。

スマートIC整備事業

測量や設計業務を行い、整備を進めます。



新庁舎建設事業

建設予定地の購入や新庁舎の構造、レイアウト等のデザインを決定し、新庁舎建設に向けて計画を進めます。



旧第四中学校グラウンド 宅地開発整備事業

人口減少対策として、町有地の活用を進めます。

たかはたかんきょうフェア

たかはたかんきょうフェアを開催し、講演やイベント、展示などを行います。

デジタル化の推進

電子決済導入

町の税金や保険料、保育料等がスマートフォン決済アプリで納入できるようになります。また、町民課と税務課窓口で発行する各種証明書の手数料が、スマートフォンによる電子決済で納付できるように整備を進めます。(5ページに関連情報)

税務申告業務 RPA 活用事業

確定申告事務などにおいてRPA(人間が繰り返し行う定常的な業務をコンピュータで自動化する技術)を活用し、正しい課税と業務の省力化を図ります。



新型コロナウイルスワクチン 接種 AI-OCR 活用事業

AI-OCR(手書きの書類や帳票の読み取りを行いデータ化する技術)を活用し、予診票などの帳票のデータ化やシステムへの取り込みを行います。



学校情報教育環境整備事業

タブレット端末や電子黒板を使用し、児童生徒の情報活用能力の育成、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化を進めます。



スマートフォンで
いつでも、どこでも、簡単に
町税等の納付ができるようになりました



納付できる税金・料金等	問合せ先
町県民税(住民税)	町税務課収納管理係 ☎(52) 2 0 5 4
固定資産税(都市計画税含む)	
軽自動車税(種別割)	
国民健康保険税	
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	
保育料	町福祉子ども課子育て支援係 ☎(52) 3 0 3 1
町営住宅使用料	町建設課建築住宅係 ☎(52) 4 4 8 1
上下水道料金	町上下水道課業務係 ☎(52) 4 4 8 3

利用できるアプリ

☝ PayPay ☝ LINE Pay ☝ 支払秘書* ☝ PayB*

※3月15日現在、利用できない取扱休止中の金融機関もあります。

次に該当する納付書は利用できません

- ・バーコードが印刷されていない
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えている
- ・取扱期限を過ぎている
- ・破損や汚損等でバーコードが読み取れない
- ・金額が訂正されている

スマートフォン決済アプリでの納付は、領収証書が
発行されません

必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

軽自動車税納税証明書(継続審査用)が発行されません

必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付いただくか、別途、町税務課で発行の手続きをお取りください。



詳細は町ホームページを
ご覧ください。

= その他の主な事業 =

- ・ひとり親家庭等生活向上支援事業
- ・屋内遊戯場事業
- ・母子保健事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・産前産後サポート事業
- ・図書館事業
- ・熱中小学校プロジェクト支援事業
- ・荒廃森林緊急整備事業
- ・中小企業振興資金融資事業
- ・地域おこし協力隊等活用事業
- ・県信用保証協会保証料補給事業
- ・産業振興センター改修工事
- ・勤労者生活安定資金融資制度原資
- ・在日外国人受入環境整備補助事業
- ・町総合イベント広告宣伝事業
- ・地域担い手育成事業
- ・中小企業緊急災害等対策利子補給事業
- ・町地域商社化推進事業
- ・地域づくり総合交付金事業
- ・空き家等対策事業
- ・道路維持事業
- ・冬の生活応援事業
- ・除排雪事業
- ・南陽やすらぎ荘運営費、整備費負担金事業
- ・道路新設改良事業
- ・デマンド交通事業
- ・橋梁維持事業
- ・単身高齢者等除雪支援事業
- ・河川整備事業
- ・地域健康づくり推進事業
- ・予防接種および感染症予防事業
- ・公園管理事業
- ・住民保健事業
- ・住宅リフォーム支援事業
- ・環境基本計画等策定事業
- ・消防施設整備事業
- ・再生可能エネルギー設備導入事業
- ・防災対策事業
- ・防犯灯LED化事業
- ・小学校施設整備事業
- ・文化ホール屋根防水工事

令和3年度 高島町の子算

▶問合せ先/町企画財政課財政係 ☎(52) 1740

令和3年度の予算が決まりました。一般会計の総額は106億6千万円で、前年度から2億4千万円(2.3%)の増額。今年度の予算の概要についてお知らせします。

前年度比2.3%の増

今年度の予算規模は、前年度と比較すると2億4千万円(2.3%)増加しました。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業や南陽やすらぎ荘整備費負担金、新庁舎建設事業などの事業費を盛り込んだことにより、予算規模が増加したものです。

町民税が大幅に減収

新型コロナウイルス感染症の影響により、町税は前年度と比較すると町民税で4,700万円(5.3%)、固定資産税で3,304万円(3.4%)の減など、税収全体で8,290万円(3.7%)の減額となりました。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う国庫支出金が1億5,414万円(皆増)増加したものの、認定こども園の整備事業が終了したことや産地パワーアップ事業の減額などにより、全体として国・県支出金は減少しました。

一方で、寄附金がふるさと納税寄附金の増加により前年度比で1億6,600万円(17.6%)

(6%)の増、町債が、新庁舎建設事業や南陽やすらぎ荘整備費負担金、臨時財政対策債などにより2億8,310万円(45%)の増となっています。

歳出は補助費等が増加

補助費等は、扶助費としていた認定こども園などへの施設給付費が補助費等に移行したことや南陽やすらぎ荘の整備費負担金、新型コロナウイルス対策資金利子補給事業などにより、前年度と比較すると7億8,290万円(55.2%)増加しました。また、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業やふるさと納税寄附金返礼に係る事業費などにより、1億9,650万円(15.2%)の増加となりました。

一方で、認定こども園の整備や旧第三中学校体育館の改修工事などの大型建設事業が終了したこと、普通建設事業費が1億5,339万円(17.9%)減少しました。

今年度から新庁舎建設事業やスマートIC整備事業に着手することから、その他の施設の大規模修繕などの事業は緊急性や必要性を十分検討し、極力抑制しました。また、子育て支援や教育、福祉、健康づくりの施策を推進し、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう予算の重点化・効率化を図りました。

予算には3つの種類があります

①一般会計

町税や国から配分される地方交付税などを財源として、福祉や教育など町の基本的な行政サービスを行う金銭の収支。

令和3年度一般会計
106億6,000万円(2.3%増)

②特別会計

下水道や国民健康保険、介護保険など特定の目的や収入(使用料や保険料等)がある事業を運営するために、一般会計と分けて行う金銭の収支。

令和3年度特別会計
64億8,867万円(1.8%減)

③企業会計

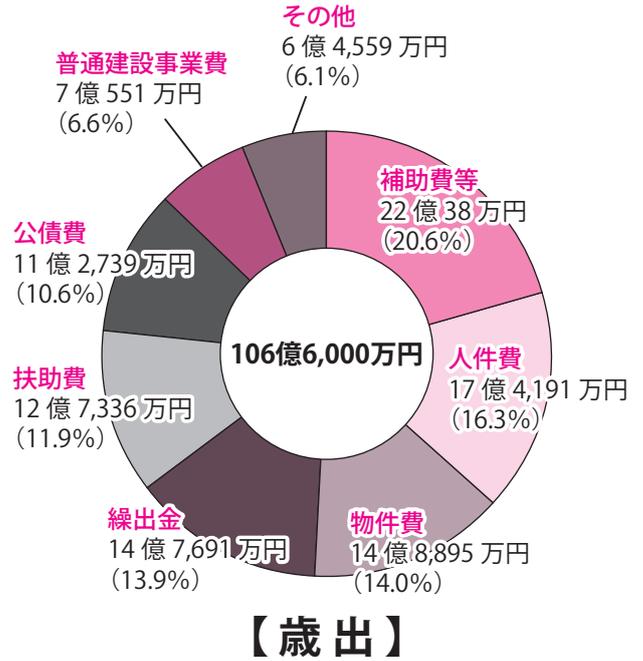
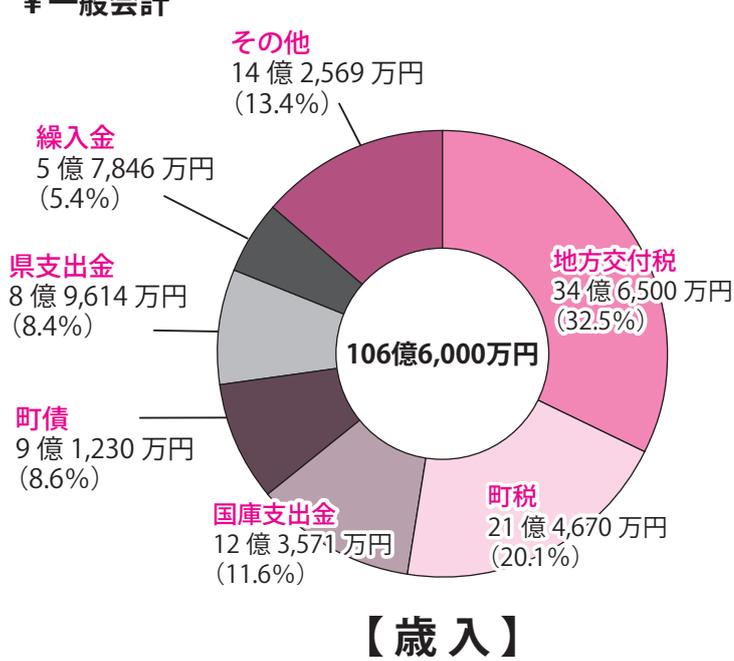
金銭の収支を民間企業と同様に事業の収益で運営。町では、病院事業会計と水道事業会計が該当します。

令和3年度企業会計
36億9,794円(0.4%増)

令和3年度当初予算 **208億4,661万円** (0.7%増)

予算の内訳

¥一般会計



一般会計の主な使い道

- ◇扶助費…高齢者や子ども、生活困窮者などに対する行政サービス(教育や医療など)の経費
- ◇物件費…事務手続きに必要な消耗品・備品や庁舎の光熱水費など
- ◇人件費…町長や町職員の給料、議員の報酬など
- ◇繰出金…一定の基準に基づき、一般会計から特別会計に繰り出す経費
- ◇補助費等…予防接種など特定の事業や各種団体に対して補助、助成を行うための経費
- ◇公債費…町債(借金)の償還(返済)や利子の支払いにかかる経費
- ◇普通建設事業費…道路や学校の修繕など建設事業や用地の搬入にかかる経費
- ◇その他…災害復旧事業などにかかる経費

¥特別会計

会計名	予算額	前年度比
下水道事業	7億7,549万円	2,746万円減
農業集落排水事業	7,817万円	190万円増
特定地域生活排水処理事業	8,775万円	1,063万円減
飲料水供給事業	308万円	増減なし
国民健康保険	24億9,443万円	7,792万円減
介護保険	27億7,187万円	207万円増
後期高齢者医療	2億4,458万円	575万円減
訪問看護事業	2,595万円	32万円増
高畠財産区	162万円	25万円増
二井宿財産区	128万円	42万円減
屋代財産区	184万円	45万円減
和田財産区	263万円	56万円減

国民健康保険は事業費納付金が減少したことによる減、下水道事業は起債元利償還金が減少したことによる減、特定地域生活排水処理事業は浄化槽設置基数が減少したことによる減など。

¥企業会計

企業会計		予算額	増減
病院	収益的	収入 25億2,995万円	418万円減
	支出 25億2,110万円	1,230万円減	
水道	収益的	収入 5億3,157万円	175万円増
	支出 4億9,011万円	688万円減	
病院	資本的	収入 2億1,526万円	3,155万円減
	支出 3億7,383万円	2,673万円減	
水道	資本的	収入 5,491万円	1,400万円増
	支出 3億1,290万円	5,931万円増	



高畠町防災マップ を更新しました！

問合せ先／町総務課危機管理室 ☎(52) 3 7 4 4

平成 27 年度に発行した防災マップの内容をリニューアルし、広報 4 月号とあわせて全戸配布しています。

近年、各地で風水害や地震による災害が頻発しています。そのような中で、災害から命を守るためには、普段どのような心構えや備えが必要なのか、災害が発生したときに、私たちの住む地域にどのような危険が生じるのを知ることが非常に大切です。

日頃から家族間や地域内で、本マップを活用しながら、災害時の備えや取るべき行動を考え、いざというときに慌てることのないよう、十分に対策を立てておきましょう。

【防災マップ入手先】

- ・町総務課危機管理室（冊子をお渡しします）
- ・町ホームページ（データで確認できます）

1 住んでいる地域の危険度がわかりやすくなりました

土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域・浸水深、ため池ハザード情報など、危険が想定される箇所を記しています。特に道路冠水や住宅浸水の恐れがある箇所は、「災害注意エリア」として表示しています。

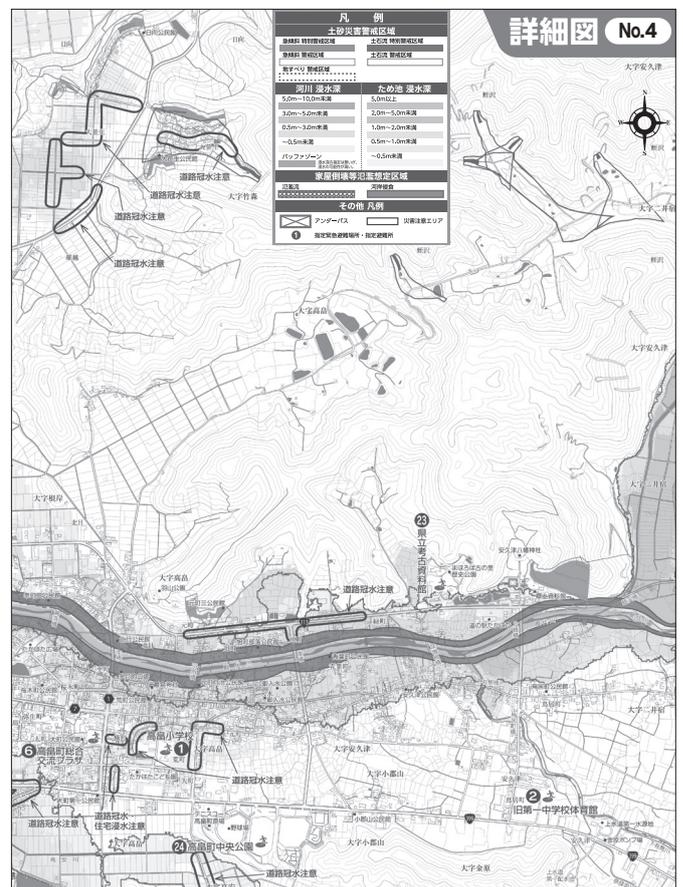
洪水浸水想定区域は、水防法の規定に基づき、想定しうる最大規模で設定しています。

指定の前提となる降雨（計画規模）	
最上川	2 日間で 295mm
天王川、砂川	2 日間で 295mm
屋代川	24 時間で 376mm

さらに、「家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水時に河岸侵食や氾濫流により家屋倒壊等の恐れがある区域）」の表示を新たに反映しています。

水害や土砂災害が発生するおそれのある時は、町より避難指示が発令されますので、速やかに避難してください。また、避難指示が出ていなくても、身の危険を感じたら自主的に早めの避難を心がけましょう。

洪水浸水想定区域図は、支川の決壊によるはん濫、前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫、内水によるはん濫等を考慮していません。防災マップで浸水想定範囲外であっても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がありますのでご注意ください。



2 防災マップを活用し、災害に備えましょう

防災マップはあくまでも想定図です。雨の降り方や土地の状態によっては、地図に示された区域以外でも洪水や土砂災害が発生することがありますので、十分に注意してください。想定と異なる状況になっても、防災マップを活用して、事前に災害や避難についてイメージすることができれば、いざというときに慌てずに行動することができます。

防災マップの使い方

1 家の位置を確認しよう

あなたの家の場所を地図に書き込み、家の周りの災害の危険性を確認しましょう。
あなたの家は、浸水や土砂災害の危険性がありますか？

2 避難場所を確認しよう

最寄りの避難場所に印をつけ、道のりを確認しましょう。最寄りの避難場所までの道が通れない可能性を考え、複数の避難場所を確認しましょう。

3 危険箇所を通らない避難経路を考えよう

浸水や土砂災害の危険性があるような箇所を避けて、避難経路を設定しましょう。

※災害によって最適な避難場所が異なります。P 11の「避難所一覧のリスト」を確認しましょう。

4 実際に避難場所まで歩いてみよう

地図で選択した避難経路が安全かどうか、また、避難にかかる時間を確認しましょう。

5 よく行く場所の危険性も確認しよう

あなたの家だけでなく、家族の職場やよく行く場所などの最寄りの避難場所や災害の危険性を確認しましょう。

※状況によって、在宅避難や親戚や知人の家への避難が望ましい場合があります。P 6の「在宅避難を行うときの心得」を確認しましょう。

3 いざという時に備え、家族で話し合っておきましょう

家族全員で防災会議を行い、いざという時の対策を話し合ってみましょう

家族ひとりひとりの動きや役割を明確にしておくことでスムーズに行動できます。

<家族で確認すべき内容の例>

- 確認した避難場所・避難経路の情報共有
 - 家の中、家の周囲の危険箇所 (P 3)
 - 非常時持出品、非常時用備蓄品の整備状況 (P 4)
 - 大雨・洪水時の避難行動 (P 7- 8)
 - 土砂災害発生時の避難行動 (P 9)
 - 地震発生時の行動 (P 10)
 - 火災発生時の行動 (P 33)
 - 離れ離れになったときの安否確認方法 (P 34)
- ※ () 内は防災マップの参考ページ

我が家の防災マップとして保管しましょう

「防災メモ」に家族の情報や話し合った内容を書き込み、ヒモを通して、家族全員がわかる場所に吊るし、いつでも内容を確認できるようにしましょう。

E わが家の「緊急・救急情報」防災メモ						
非常時・緊急時の連絡先などを「メモ」しておくページです。家族みんなで話し合い、記入してください。						
家族の集合場所						
集合場所	避難所・避難場所		連絡方法			
役場駐車場	町営体育館		災害用伝言ダイヤル 171 に録音			
家族の連絡先及び救急情報						
氏名	続柄	電話番号(自宅携帯)	電話番号(会社・学校)	生年月日	血液型	救急情報(持病・アレルギー・常備薬)
高島 太郎	本人	090-XXXX-XXXX	52-XXXX	S38.1.1	A型	△△△病
高島 花子	妻	090-XXXX-XXXX	24-XXXX	S53.12.31	O型	
高島 次郎	長男	080-XXXX-XXXX	023-XXX-XXXX	H5.4.1	O型	
高島 まち子	母			S12.12.12	AB型	〇〇錠、××錠
					型	
					型	
					型	
					型	
親族・知人の連絡先			かかりつけ医療機関			
氏名	続柄	電話番号	医療機関名	電話番号		
和田 三夫	花子実家	57-XXXX	〇〇クリニック	52-XXXX		
亀岡 学	次郎友人	080-XXXX-XXXX	△△医院	57-XXXX		

お知らせ

高島町固定資産評価 審査委員会委員に選任

町総務課文書法令係

☎(52) 1 1 1 0

定 例議会(12月)で同意を得て高島町固定資産評価審査委員会委員に選任されました。任期は、令和3年3月1日から令和6年2月28日まで。



小島 栄一さん

お知らせ

春季火災予防運動

実施期間：4月9日(金)～22日(木)

町高島消防署予防係

(52) 1 5 0 5

毎 年高島町内では、乾燥するこれからの時季にごみ焼きや剪定枝の焼却等から枯草などに燃え移る火災が非常に多く発生しています。

ごみ焼きは絶対にしないこと。また、例外として認められている剪定枝などの焼却を行う場合は、消防署への届出を行うとともに、水バケツなどを準備し、完全に火が消えるまで絶対にその場を離れないようにしましょう。

注意！

山火事にご注意を！

町農林振興課農村林務係

☎(52) 1 1 1 3

春 は空気が乾燥し、山火事が起こりやすくなります。果樹の剪定枝のたき火などを原因として、昨年も全国で多くの山火事が発生しており、大変危険です。山火事は一人一人の心がけで防ぐことができますので十分に注意しましょう。

- ① 枯草など燃えやすいものがある場所でたき火はしない
- ② 喫煙は決められた場所で行い、ポイ捨てはしない
- ③ 風が強い時に火気を使用しない

お知らせ

ふるさと納税返礼品 取扱事業者募集！

町商工観光課ブランド戦略室

☎(52) 1 1 4 6

あ なたのご自慢の農産物(さくらんぼ、ぶどう、ラフランスなど)を高島町のふるさと納税返礼品に登録してみませんか？まずは町商工観光課ブランド戦略室までご相談ください。

【町内取扱事業者の声】

- ・新たな販売ルートとなり売上げ確保ができ、またそれが町のPRに繋がっていることも嬉しい。
- ・コロナ禍でインターネットを利用する方が増え、ふるさと納税の注文もかなり増えた。
- ・さらに良い農産物を生産し、喜んでもらいたい。

【ふるさと納税専用サイトへの掲載までの流れ】

- ① 商工観光課ブランド戦略室の担当職員へ相談
- ② 返礼品とする商品(農産物)を相談のうえ、選定
- ③ インターネットサイトへ掲載準備(商品の写真撮影等は、町が委託契約している企業が行います)
- ④ サイトへ掲載し、返礼品の申込み開始(相談から最短で1か月程度で掲載)

お知らせ

高島町春季消防演習

町高島消防署消防係

☎(52) 1 5 0 5

災 害に強い町をつくり、町民の生命・身体・財産を守るという使命の下、4月25日(日)に屋代地区竹森地内で行われます。当日はサイレンが鳴りますので、火災と間違わないようご注意ください。また、**演習会場付近では交通規制が行われます**ので、誘導員の指示により通行してください。

▶ 火災防ぎょ訓練 / 8時開始 屋代地区公民館周辺



▶ 式典 / 9時30分開始 屋代小学校グラウンド

(雨天時：同校体育館)

お知らせ

町営第二体育館 4月20日(火)オープン!

町社会教育課スポーツ振興係 ☎(52) 2719

旧第三中学校体育館を改修した町営のスポーツ施設です。土日祝日は事務室に管理人が在中していますが、平日は使用団体で鍵の施錠、警備の開始・解除操作をお願いします。バレーボール・フットサル・バスケットボール・ビーチボール・バドミントン等で使用できます。

- ▶使用できる人/団体のみ
- ▶使用料/アリーナ全面(1時間)

区分	9時～17時	17時～22時	それ以外
高校生以下	660円	810円	980円
それ以外	1,320円	1,640円	1,980円

※イベント等で入場料を設ける場合は金額が異なります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

- ▶使用方法/事前に申請を行い、申請時に使用料をお支払いください。
- ▶申請書入手・提出先/和田地区公民館
- ▶申請受付/平日8時30分～17時15分
〔土日祝日使用の場合〕使用する週の水曜日まで

オープン前に電話での仮予約を受け付けます。

▶受付期間/4月2日(金)～19日(月)(平日のみ)

▶仮予約先/和田地区公民館 ☎(56) 3006

※4月20日(火)以降は、電話での仮予約は受け付けません。直接和田地区公民館へ申請してください。

募 集

町営住宅入居者募集

お知らせ

マイナンバーカード窓口 開庁時間の延長

町民課住民年金係 ☎(52) 1345

平日夜間もマイナンバーカードが受け取れます。この機会にぜひご利用ください。

- ▶延長期間/4月1日(木)～5月28日(金)(土日祝日除く)
- ▶時間/17時30分～20時 ※予約制
- ▶内容/カード受取、新規申請、電子証明書更新等
※マイナンバーカードに関する手続きのみの開庁です。住所変更や各種証明発行はできませんのでご注意ください。

お知らせ

有害鳥獣対策 農作物被害でお困りの方へ

町農林振興課企画農政係 ☎(52) 1827

イノシシやサル等からの農作物被害を防止するため、防護柵(電気柵やワイヤーメッシュ柵)を購入し設置する農業者に、補助金を交付します。

- ▶対象者/町内に住所を有し、有害鳥獣対策として新たに防護柵を設置する人。
- ▶補助対象/出荷・販売用の作物を生産するほ場・農地(家庭菜園は対象外)
- ▶申請期間/5月7日(金)～21日(金)
※上記期間外は申請をお受けできません。
- ▶申請方法/事前に町農林振興課へご相談ください。申請書は窓口で配布します。
- ▶留意点/防護柵購入後の補助金申請はできません。補助は予算の範囲内で行います。

町建設課建築住宅係 ☎(52) 4481

名称・所在地	戸数	構造等	家賃(月額)
弥生団地 E棟32号室(3階) ・高富町大字高富509番地の5	1戸 (2LDK)	中層耐火3階建 64.3㎡ (平成12年度建設)	収入に応じて 20,300円～39,900円
御入水団地 A棟12号室(1階) ・高富町大字安久津24番地	1戸 (2LDK)	低層耐火2階建 70.6㎡ (平成5年度建設)	収入に応じて 19,600円～38,500円

- ▶入居資格/①前年の収入月額が15万8千円以下(高齢者や身体に障がいのある人、18歳未満の同居者がいる人は、21万4千円以下) ②住宅に困っている人 ③申込者および家族が暴力団員でないこと
- ▶敷金/入居時家賃の3か月分 ▶募集期間/4月5日(月)～13日(火) ▶入居予定時期/5月下旬頃
- ▶選考方法/申込者が公募戸数を上回った場合、入居者選考委員会に諮り決定いたします。
- ▶申込方法/建設課備付の申込書に必要事項を記入し、所得額証明書または前年の源泉徴収票等、世帯全員の住民票の写しを添えてお申し込みください。

お知らせ

新車を購入するみなさんへ

グリーン化特例(軽課)が適用されます

岡町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

燃費や排ガス性能のいい自動車に対して税金の負担を、初回の車両番号指定を受けた日の翌年度分に限り軽減する特例措置です。排気量に応じて課税される軽自動車税に対して適用されます。

- ▶対象/令和3年4月1日～令和5年3月31日の間に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車です。次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの
- (1) 電気自動車・燃料電池自動車(自家用)・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx(窒素酸化物)10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合)
 - (2) 次のうち2030年度基準90%達成
 - ①平成17年排出ガス規制75%
 - ②平成30年排出ガス規制50%
 - (3) 次のうち2030年度基準70%達成
 - ①平成17年排出ガス規制75%低減
 - ②平成30年排出ガス規制50%低減

※燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

車両区分		税額(年額)				
		標準	(1) 概ね75%軽減	(2) 概ね50%軽減	(3) 概ね25%軽減	
四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	非該当	非該当
		営業	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	非該当	非該当
		営業	3,800円	1,000円	非該当	非該当
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

※いずれも、軽減適用後の年度からは、標準税率となります。

お知らせ

4月30日(金)は軽自動車税の納付期限です

岡町税務課収納管理係

☎(52) 2 0 5 4

納付書や口座振替で納付する場合は4月30日(金)が納付期限です。納付書で納める方は最寄りの金融機関やコンビニ等で納付してください。また、4月からスマートフォン決済アプリによる納付も可能となりました。詳しくは5ページをご覧ください。

お知らせ

この春から始めよう！エコ通勤・エコドライブ

岡町生活環境課環境係

☎(52) 1 2 1 5

車の使用が増える季節です。車の使用を控え、徒歩や自転車を通勤で利用する**エコ通勤**や、環境に配慮した**エコドライブ**を始めてみませんか？温室効果ガス削減につながるだけでなく、ガソリン代の節約にもなります。また、ゆとりのある運転は交通安全にもつながります。できることから始めてみましょう！

エコドライブのコツ

- ふんわりアクセル(最初の5秒間で時速20kmが目安)
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心がける
- 無駄なアイドリングはしない
- 減速時は早めにアクセルを離す(急にブレーキをかけるように)
- 不要な荷物は下ろす

お知らせ

春の交通安全県民運動

実施期間：4月6日(火)～15日(木)

岡町生活環境課生活安全係

☎(52) 4 4 7 1

交通ルールに不慣れな新入学児童(園児)や、運転未熟な新社会人等が、新たに道路交通に参加し始め、さらに高齢者の屋外での活動が活発化することから、交通事故の多発が懸念されます。一人ひとりが交通ルールを守り、事故のない町をつくりましょう。

【運動の重点】

- ◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ◇自転車の安全利用の推進
- ◇歩行者等の保護をはじめとする安全運転意識の向上

自転車を安全に利用するために

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメット着用

令和3年1月から2月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	14(+3)	0(±0)	14(+2)

※増減は前年同時期との比較です

お知らせ

障がいをお持ちの人へ

軽自動車税の減免制度があります

町税務課住民税係

☎(52) 4 4 7 7

▶基本要件／

(1) 4月1日時点で障がい者本人名義の車両
 ※使用者：障がい者本人または生計を一にする者
 ※次の場合は、生計を同じくする人の名義の車両でも減免対象になります。

- ① 18歳未満の身体障がい者
 - ② 知的障がい者・精神障がい者
- (2) 4月1日現在、下記の障害者手帳等が交付されていること
- (3) 障がいの級別が減免の範囲内にあること

▶申請場所／町税務課

▶申請期間／4月16日(金)～30日(金)(土日祝日除く)

▶持ち物／①減免申請書(町税務課備付) ②申請者の印鑑③運転者の運転免許証④各種障害者手帳(身体障害者手帳など) ⑤軽自動車税納税通知書(4月15日に納税義務者に送付) ⑥マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できるもの(通知カード等)

ご注意ください

- ・減免の手続きは毎年必要です。前年度に減免を受けた人も必ず申請を行ってください。
- ・障がいのある人1人に対して、減免を受けられる自動車は**1台のみ**です。
- ・手続き前に納付された場合は、減免の対象外です。
- ・申請期間を過ぎると申請をお受けできません。

▶減免対象区分・級別の一覧表

障がい区分	障がいの級別		
	障がい者ご本人の運転	生計を同じくする人の運転	
視覚障がい	1級～3級 および 4級の1	1級～3級 および 4級の1	
聴覚障がい	2級 および 3級	2級 および 3級	
平衡機能障がい	3級	3級	
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)		
上肢不自由	1級、2級の1 および 2級の2	1級、2級の1 および 2級の2	
下肢不自由	1級～6級	1級～2級 および 3級の1	
体幹不自由	1級～3級 および 5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級(片方の上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	1級および2級(片方の上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級 および 3級	1級 および 3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳の交付	山形県の自動車税減免適用範囲	山形県の自動車税減免適用範囲	
療育手帳の交付	A	A	
精神障害者保健福祉手帳	1級で通院医療費受給者番号が記載されている人		

▶普通自動車の減免手続きに関する問合せ先／県置賜総合支庁税務課 ☎(26) 6 0 1 4

げんき館からのお知らせ

4月の休日診療所・置賜地区歯科休日当番医

【南陽東置賜休日診療所】南陽市櫛塚 420 番地の 7 ☎ 0238(40)3456
 受付時間／8時45分～11時45分、13時～16時30分

期 日	当番医師名	期 日	当番医師名
4月4日(日)	竹田 聡	4月11日(日)	五十嵐浩太郎
4月18日(日)	齋藤 忠明	4月25日(日)	板垣 敏明
4月29日(木)	三須 久子		

【歯科休日当番医】 診療時間／9時～15時 電話でお問い合わせのうえ、受診してください。

期 日	担当歯科医院	地 区 名	電話番号
4月4日(日)	加藤歯科医院	南 陽	☎0238(47)2216
4月11日(日)	もり歯科医院	米 沢	☎0238(26)6406
4月18日(日)	万世歯科クリニック	米 沢	☎0238(28)0820
4月25日(日)	ふなやま歯科医院	川 西	☎0238(42)3057
4月29日(木)	松下歯科医院	長 井	☎0238(87)0878

たかはた健康マイレージ 抽選結果 /

運動や食事などの生活習慣改善や健診(検診)の受診、健康教室への参加などを通して健康づくりに取り組む「令和2年度たかはた健康マイレージ」に、104人の応募がありました。

厳正なる抽選の結果、20人が当選されました。おめでとうございます！これからも、健康づくりにチャレンジしてみんなで健康寿命を延ばしましょう。



《当選者》 (順不同)

A コース (高島特産品詰め合わせ) 3人

小島 きよ子さん 富樫 さと子さん 八巻 栄子さん

B コース (図書カード) 4人

梅津 夕子さん 菅野 優子さん 新野 長子さん
古山 真理子さん

C コース (ワン券) 11人

岩井 洋子さん 齋藤 和子さん 島津 弘一さん
武田 信夫さん 中川 美和さん 長澤 弥生さん
深 洋光さん 半田 重子さん 安達 千代子さん
高橋 基代子さん 五十嵐 エミ子さん

D コース (太陽館入浴券) 2人

黒田 靖子さん 佐藤 礼子さん

令和3年度住民健診・結核健康診断日程表

▷実施場所／町健診センター(げんき館内)
公立高島病院

▷受付時間／住民健診 7時～7時30分
結核健診 9時30分～10時

4月	5月	6月																																																																																																																																					
健診の予定は ありません	<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td></tr> <tr><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土							1	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																																													
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
						1																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	8																																																																																																																																	
9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																	
16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																	
23	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																	
30	31																																																																																																																																						
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
		1	2	3	4	5																																																																																																																																	
6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																	
13	14	15	16	17	18	19																																																																																																																																	
20	21	22	23	24	25	26																																																																																																																																	
27	28	29	30																																																																																																																																				
7月	8月	9月																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30									
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
				1	2	3																																																																																																																																	
4	5	6	7	8	9	10																																																																																																																																	
11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																	
18	19	20	21	22	23	24																																																																																																																																	
25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																	
8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																	
15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																	
22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																	
29	30	31																																																																																																																																					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
			1	2	3	4																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																	
26	27	28	29	30																																																																																																																																			
10月	11月	12月																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td></tr> <tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td></tr> <tr><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> <tr><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> <tr><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td></tr> <tr><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					<table border="1"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td></tr> <tr><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td></tr> </tbody> </table>	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
					1	2																																																																																																																																	
3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																	
10	11	12	13	14	15	16																																																																																																																																	
17	18	19	20	21	22	23																																																																																																																																	
24	25	26	27	28	29	30																																																																																																																																	
31																																																																																																																																							
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
	1	2	3	4	5	6																																																																																																																																	
7	8	9	10	11	12	13																																																																																																																																	
14	15	16	17	18	19	20																																																																																																																																	
21	22	23	24	25	26	27																																																																																																																																	
28	29	30																																																																																																																																					
日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																	
			1	2	3	4																																																																																																																																	
5	6	7	8	9	10	11																																																																																																																																	
12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																																	
19	20	21	22	23	24	25																																																																																																																																	
26	27	28	29	30	31																																																																																																																																		

で囲んでいる日が健診日程です。

- 受診日程／受診日の3～4週間前に、各集落の健康推進員さんを通じて質問票等をお届けします。
- 特定健診／【国保に加入している人】全員に案内します。
【国保以外の人】事前にご予約をお願いします。

▷問合せ先／町健康長寿課 ☎(52) 1 3 0 7 町健診センター(げんき館内) ☎(52) 1 1 1 6

むし歯のない子集まれ～ 「よい歯で はっぴい」

3月3日の3歳6か月児健診でむし歯ゼロの子をご紹介します。
これからも歯みがきががんばろう！

あそう りこ ちゃん(大町二)

いしやま いずる くん(本町)

こたいら れお くん(馬頭東)

さいとう こはく ちゃん(幸町三)

さいとう しょうま くん(下宿)

さとう あきと くん(北目)

しばた こうすけ くん(下町)

はたけやま れんと くん(前山駅東団地)

はねだ こうせい くん(上町)

介護を受けていて常時紙おむつが必要な方へ

紙おむつ券を給付します 申請受付は4月12日(月)から

在宅で介護を必要としている人に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護をしている人の負担を軽減するため、紙おむつ券(金券)を給付します。

- ▶申請できる人/対象者本人または対象者を介護している世帯の人
- ▶申請受付/4月12日(月)~令和4年3月31日(木)
- ▶対象者/町内に住所を有し、在宅で介護を受け常時紙おむつを使用している人で次のいずれかに該当する人

対象者	給付内容	自己負担	受付窓口	問合せ先
介護保険で要介護1以上の認定を受けている人	月額3,500円	350円	町健康長寿課 (げんき館内)	高齢者支援係 ☎(52)4478
3歳以上で身体障害者手帳を持ち下記に該当する人 ・肢体不自由(上肢、下肢、体幹)1・2級 ・脳原性運動機能障害(上肢・移動)1・2級	月額3,150円	なし	町福祉子ども課 (役場1階)	障がい者福祉係 ☎(52)4473
療育手帳Aを持っている人				
精神保健福祉手帳1級を持っている人				

※昨年度受給されていた人には、申請書と詳細な案内をお送りします。

※紙おむつ券は、申請した月から交付します。

日本脳炎ワクチンの供給不足についてのお知らせ

日本脳炎ワクチンを製造している1社が製造を一時停止した影響により、ワクチンの供給量が大幅に減少します。そのため、日本脳炎ワクチン接種の予約が取りづらい状況となります。

令和4年1月頃には通常の供給体制に戻る予定ですが、それまでは接種の優先を下記の通りとした対応を行います。

【優先順位】

- ①1期初回(1回目および2回目)
- ②定期予防接種の年齢の期限が近付いている人/早めに医療機関にご相談ください。
- ③1期追加、2期の対象となっている人/供給量が回復するまで接種をしばらくお待ちください。

▶問合せ先/町健康長寿課地域保健係 ☎(52)1307

令和3年度の乳幼児健診

年間の日程は町ホームページをご覧ください。

▶問合せ先/町健康長寿課 ☎(52)5045

新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

3月15日時点の情報です。最新情報は町ホームページをご覧ください。

▶問合せ先／町健康長寿課新型コロナウイルスワクチン接種対策室(げんき館) ☎(52)1224



接種開始時期・接種券の送付

接種開始時期

国のワクチン供給量が少ないため、高島町では、4月に介護老人福祉施設の入所者等を対象に接種を開始する予定です。

[65歳以上の集団接種]

開始予定日／5月10日(月)～順次

※国のワクチン供給によって変わる場合あり。

接種場所／げんき館

接種券(予診票含む)について

▶届く人

高島町に住所を有する16歳以上全員

▶発送時期

4月23日(金)頃から順次発送

※届いたら紛失しないように保管してください。

[接種券発送前に接種券を必要とする人]

げんき館へご連絡ください。

集団接種日について

- ・事前に実施した意向調査で、「接種を希望する」を選択した人に、集団接種の日程を案内します。
- ・日程を変更する場合は、げんき館までお早めにご連絡ください。
- ・集団接種以外の接種方法については、今後お知らせします。

住所地外での接種について

高島町に住所があるが、やむを得ない事情で町外に住んでいる人は、申請により、実際に住んでいる市区町村で接種することができます。

[やむを得ない事情とは]

- ①単身赴任者
- ②遠隔地へ下宿している学生
- ③DV、ストーカー行為等、児童虐待
- ④③に準じる行為の被害者など
- ⑤入院、入所者
- ⑥基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ⑦災害による被害にあった者
- ⑧拘留または留置されている者、受刑者
- ⑨住所地外接種者であって、市区町村に対して申請を行うことが困難である者

[接種券が届いたら]

実際に住んでいる市区町村で「住所地外接種届出済証」発行の申請を行ってください。郵送での申請可。

▶申請に必要なもの

- 住所地外接種届 接種券のコピー

※接種の際、住所地外接種届出済証と接種券が必要です。紛失しないようにしてください。

左記の⑤～⑨に該当する人は、接種時に医師への申告を行うこと等により、住所地外接種届出済証の申請を省略することができます。
※接種時に、その状態にある人が対象です。

住所地外接種届出済証について

基礎疾患がなく、勤務地に近い等の理由で住所地外にかかりつけ医があるからといって、住所地外で接種を受けることはできません。あくまで、基礎疾患を持つ人が主治医の下で接種する場合に住所地外接種を受けることができます。

震災等により住所地外接種を希望する人

接種券は、住所を有する市区町村から届きます。高島町で接種を希望する人は、げんき館へご連絡ください。

◇住宅支援事業助成金のお知らせ◇

住環境の整備や地域の活性化、移住促進による人口の増加、住宅の耐震化を目的に実施します。
いずれの事業も、予算の範囲内で先着順、4月1日(休)から受付開始です。

事業名	対象	助成額
住宅リフォーム支援事業	①町内に自ら居住する持家等のリフォーム ②町内の建築業者等と工事請負契約を締結されている人 ③令和4年2月末までに工事完了届けの提出ができる人 ④申請者および家族と請負建築業者いずれも町税に滞納がないこと ⑤申請前に工事を着工していない人 ※工事の着工後や完了後の申請はできません。	①一般世帯 [一般リフォーム] 全体工事費の20%(上限24万円) [新婚・子育て世帯リフォーム] 全体工事費の1/3(上限30万円) ②移住世帯 全体工事費の1/3(上限30万円)
若者定住促進事業	①世帯員全てが満40歳以下 ②町内に住宅を新築または建売を購入し定住する意思があり下記のいずれかに該当する人 ・町外に継続して2年以上居住し、町内に転入する人 ・平成23年3月11日時点で福島県に居住し原発事故のため避難している人 ・町内の貸家等に継続して2年以上居住している人 ③町内に所有する住宅のない人 ④令和4年2月末日までに実績報告書を提出できる人 ⑤本人および家族に町税の滞納がないこと ⑥契約から入居後3か月を経過する日までに申請できる人	新築住宅または建売住宅の取得費(土地代は含まない)の10% ①町外転入者・避難者 上限50万円 ②貸家等居住者 上限25万円
派遣事業 耐震診断士	①昭和56年5月31日以前に建てられた住宅 ②2階建て以下の、木造戸建て住宅(店舗併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用途であること) ③本人および家族に町税の滞納がないこと ④令和4年2月末日までに耐震診断の報告ができる人	診断費用103,400円のうち、町が93,400円を助成
耐震改修事業 木造住宅	①耐震診断の結果により住宅の耐震改修を行う人 ②町内の建築事業者と工事請負契約を締結されている人 ③令和4年2月末までに実績報告ができる人 ④本人および家族に町税の滞納がないこと ⑤申請前に工事を着工していない人	[町]全体工事費の1/3(上限60万円) [県]全体工事費の1/4(上限40万円) ※住宅リフォーム支援事業との併用可
事業補助金 危険空き家等除去	①町内に「危険空き家」と認定された住宅を所有または管理等する人(登記簿記載の所有者または、納税義務者もしくは納税管理人) ②公共事業等の補償の対象となっていないこと ③本人および家族に町税の滞納がないこと	事業に要する費用の2/5(上限60万円)(千円未満切捨)
空き家バンク補助金	①空き家バンクに登録された物件であること ②登録された物件の所有者またはその物件を購入・賃借する人が、修繕や改修等の工事等を行う場合 ③本人および家族に町税の滞納がないこと 対象事業/住宅の修繕・改修工事、清掃、ゴミなどの運搬や廃棄費用等	事業に要する費用の1/10(上限50万円)(千円未満切捨) 登録住宅1戸につき1回限り ※住宅リフォーム支援事業との併用可

必要書類や詳細は、お問い合わせください。申請書は、町建設課窓口または町ホームページで入手できます。

◆問合せ先/町建設課建築住宅係 ☎(52)4481